

令和元年度第4回国地方係争処理委員会

令和元年7月24日

【富越委員長】 それでは、ただいまより国地方係争処理委員会を開催いたします。

本件審査は、国地方係争処理委員会の委員長の私、富越和厚と小幡純子委員長代理、牛尾陽子委員、齋藤誠委員、辻琢也委員、この5名で担当したいと思います。

本日は、泉佐野市長からの審査申出についてを議題といたします。

本日の委員会では、まず、両当事者に出席にいただいておりますので、地方自治法250条の16第2項に基づく陳述を口頭でしていただいた上で、両当事者に対する質疑を行うことといたします。陳述と質疑については、合計2時間程度を予定しています。

なお、質疑というのは議論ではありませんで、国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則第15条では陳述の趣旨が不明な場合の確認ということになっていますので、あくまでも相手側の主張確認ということをご理解いただきたいと思います。

今後の進め方について、ここでの審問が終わった後、合議をする予定であります。

なお、本日の委員会は、両当事者の出席部分については、国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則第12条の規定に基づき公開することといたします。また、平成13年2月5日委員会決定に基づき、議事録、議事要旨を作成することとします。他方、合議に関する部分については密行性がありますので、非公開とさせていただいて、議事録、議事要旨は作成しないという予定であります。

それでは、カメラによる録画についてはここまでとなりますので、カメラ、ご退席をお願いいたします。

(報道関係者 退室)

【富越委員長】 それでは、両当事者による陳述を始めたいと思います。私が進行係を務めさせていただきます。

本日の意見陳述は、両当事者及び委員の日程を調整して開催したもので、全体として時間が非常にタイトで限られております。円滑な進行にご協力をお願いしたいと存じます。

また、国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則第14条第1項に基づき、本日の審査において出席者が発言される場合には、委員長の許可を得ることになっておりますので、何か発言ある場合には手を挙げて、私のほうでどうぞと言ったところで、発

言の際には、お名前を名乗っていただいております。

本日の陳述の進め方について確認いたします。まず、泉佐野市長による陳述を20分以内、総務大臣による陳述を20分以内に行います。その後、委員会から泉佐野市長の陳述に関する質疑を30分以内、総務大臣の陳述に関する質疑を30分以内、それから双方の自由質疑を20分以内で行うことを予定しております。

質疑の意味は、先ほど申し上げたとおり、陳述の趣旨の確認ということでご理解いただきたいと思っております。

それぞれ持ち時間の5分前、2分前になりましたら、事務方がメモ等を差し入れるということで進めたいと思っております。

また、意見陳述の後、我々の合議をする予定でおりますので、各陳述や質疑の時間に余りが生じたとしても、それによって相手方が使うとか、さらに自分で使うということは予定しておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

自由質疑の際の発問についても、先ほど申し上げたように、手を挙げて、どうぞと言われてから名前を言って質問をするということでお願いしたいと思っております。

それでは始めたいと思っております。まず、審査申出人である泉佐野市長側から20分以内で陳述をしていただきます。どうぞ。その場で座ってでも立ってでも、どちらでも結構です。

【千代松泉佐野市長】 泉佐野市長の千代松大耕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私から本件に関する意見を述べさせていただきます。

本市が最も申し上げたいのは、新しいふるさと納税制度につきまして、総務大臣が泉佐野市の参加を認めなかったことは違法であり、不当であるということでございます。

また、本年6月から施行された改正地方税法を実質施行前の期間に遡及適用している総務大臣の判断には、一地方団体として強い危惧を抱いております。これは、国の根本である法治主義に反する非常に危険なことであり、本件にとどまる問題ではありません。本市としては、この点を最も強く訴えたいと存じます。

なぜ泉佐野市がふるさと納税を積極的に実施してきたかについて少しお話をさせていただきます。本市はかつて財政健全化団体となり、大変苦しい財政状況を経験いたしました。全市を挙げて財政健全化に取り組みましたが、行政サービスは何とか維持したいとの思いからふるさと納税に着目し、力を入れてまいりました。

理想と違って、ふるさと納税は返礼品の魅力が寄附の集まりを左右してきた現実があり

ました。しかし、本市には、これまでのふるさと納税の寄附の集まり傾向で明らかになってきた肉、カニ、米などの三種の神器と言われた地場産品は多くございません。そこで、地元事業者と担当職員が協力し、アイデアを出し合い、地元の経済を活性化させつつ、寄附者にも喜んでいただけるような返礼品の拡充に努めてまいりました。

本市としては、しっかりとしたポリシーを持ちながら取り組んできた自負がございますし、金券や家電などは返礼品には選定せず、ピーチポイント以外はほかの自治体でも通常提供してきた返礼品であったとともに、全ての返礼品を関係の事業者が取り扱ってきたことから、地域経済に貢献してきたことは間違いないと考えております。

2017年度に本市が寄附獲得額日本一になったのは、取り組みを強化して6年間、地道に取り組んできた結果でありました。多くの方々からお寄せいただいた寄附金のおかげで、近隣の市や町と比べておこなっていた学校施設の整備に着手することができましたし、休止していた花火大会の支援を行うこともできるようになりました。

申し上げたように、本市の返礼品の品ぞろえは全国有数の豊富さでございましたが、返礼品をそろえることだけで寄附をお願いしてきたわけではございません。各種体験などのコト消費、高齢者の見守りやお墓のお手入れなどのサービス、ガバメント・クラウドファンディングなどにも取り組んでまいりましたし、総務省が推奨した起業家支援プロジェクトも推進してきました。しかし、それだけでは寄附を集めることができなかったという現実もございました。

一方で、返礼品をきっかけにして泉佐野市に関心を持っていただき、観光に訪れていただいた方もいらっしゃいます。そして、特産品である泉州タオルの普及、振興にもつながっており、本市にとってふるさと納税は、寄附だけにとどまらない非常に意義のある存在でありました。

ふるさと納税の返礼品規制について、総務省は、今回の地方税法改正まで突発的に通知を出すだけでございました。総務省の言い分は、自治体の自主規制を期待したとのことですが、みずからが責任を持ってふるさと納税を改善しようとはせず、対症療法を繰り返してきたにすぎないと考えます。

また、法的拘束力を持たない通知を何度も出すことで、その都度、自治体それぞれが判断の幅を持ち、対応が分かれてしまいました。そして、それによる混乱もありました。総務省は本市を批判する中で、ほかの自治体との公平さを欠くという理論を持ち出しますが、公平さを欠く環境を招いたのは総務省であり、本市も含めて全国の自治体は総務省に振り

回されてきたというべきであります。

法律論としては、後ほど本市代理人からしっかりとお話をさせていただきますが、地方税法改正後のふるさと納税制度に泉佐野市を参加させないと総務大臣が判断した理由は、ひとえに本市がこれまでどのように制度を運用してきたかという点にあると認識しております。本市は、本市の考えや方針のもとで、法を遵守しながら制度を運用してまいりました。法的拘束力を持たない通知、技術的助言に従わなかったことを不指定の理由とするのは、技術的助言に法的拘束力を持たせており、実質、法を遡及的に運用していることにはほかならず、地方自治法に反しているとともに不当であると考えます。

地方自治のかなめであるはずの総務省が法を無視するような判断をし、これを適法であると公然と発することは大変危険であり、このような事態を看過してしまえば、本件のみならず、今後、日本の地方自治にどのような禍根を残すかわかりません。

繰り返しになりますが、本市に対する総務省の行為は、技術的助言にすぎないはずの通知に事実上の強制力を持たせたものであります。

また、今年3月末いきなり発表された特別交付税減額は、交付金額算定ルールを総務省が省令を改正したことによるものであります。本来、算定にふるさと納税の寄附獲得金額は全く関係なかったにもかかわらず、突如としてルールを変え、通知に従わなかった4自治体を狙い撃ちにしたような処置は、誰が見ても見せしめ以外の何ものでもありません。

自分たちの言うことを聞かなければ交付税を減らす、ふるさと納税に参加させないなど、このような総務省の姿勢は、地方自治を軽視し、中央官庁と地方が主従的關係だった前時代的なものから変わっていないと考えます。

今回はたまたま本市がふるさと納税で総務省の意に沿わなかったことから、地方自治に対する総務省の後ろ向きな姿勢が明らかになりました。総務省の姿勢が変わらない限り、日本で地方自治が根つき、地方創生が進むことは望めません。

本件において、総務省の主張は合理性と論理性を欠き、地方自治、地方創生の観点からも不適當であると考えております。本市のみならず、全国の地方自治のためにも、委員の皆様におかれましては、賢明なご判断をいただけますようお願いを申し上げます。私からは以上とさせていただきます。

【富越委員長】 どうもありがとうございました。代理人からもありますね。どうぞ。

【亀山弁護士】 審査申出人代理人弁護士の亀山から意見陳述いたします。

審査申出人代理人からは、本件の争点のうち、本件告示2条3号の違法性について述べ

ます。

今から述べるとおり、本件告示2条3号は違法、無効であり、これに基づく本件不指定も違法、無効です。

まず、本件告示2条3号が地方自治法247条3項及び法治主義に反するという事を申し上げます。

本件告示2条3号は、ふるさと納税の対象地方団体となるための要件として、平成30年11月1日から申し出までの間に、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により寄附金の募集を行い、著しく多額の寄附金を受領した地方団体でないことを定めています。

泉佐野市は、総務大臣から、本件告示2条3号に該当しないことを理由の1つとして本件不指定を受けました。

総務大臣は、泉佐野市が本件告示2条3号に該当しない理由として、平成30年11月1日以降に返礼割合が3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品を提供したことを挙げています。

しかし、返礼割合3割以下基準及び地場産品基準は、令和元年6月1日施行の改正地方自治法で初めてなされた法的規制であり、改正地方自治法が施行される前までは、返礼品についての法的規制は一切ありませんでした。

ふるさと納税制度創設の時点でも、返礼品をめぐる競争が過熱する可能性は想定されていましたが、返礼品については規制せず、各地方団体に任せることにされました。

また、平成27年にふるさと納税制度についての法改正があり、個人住民税の特例控除額が拡充され、ふるさと納税ワンストップ特例が創設されたときにも、この時点では既に返礼品をめぐる競争は過熱していましたが、返礼品についての法的規制はなされませんでした。

ただ、総務大臣から、平成27年から平成30年にかけて、返礼割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることなどを内容とする通知が地方団体になされました。しかし、この通知は総務大臣から地方団体への技術的助言であって、法的拘束力はなく、これに従うか従わないかは地方団体の任意でした。

このように、改正地方税法施行より前には、返礼品についての法的規制はなく、総務大臣の技術的助言があったにすぎません。それにもかかわらず、総務大臣は、本件告示2条3号を設定、適用することにより、泉佐野市が改正法施行前に返礼割合3割以下基準、地場産品基準を守らなかったという理由で、泉佐野市に対して本件不指定をしたのです。こ

これは結局、総務大臣がみずから出した技術的助言に泉佐野市が従わなかったことを理由に、泉佐野市に不利益を課したことになります。

地方自治法247条3項は、国が地方団体が技術的助言に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁じています。また、技術的助言に従わなかったことを理由に地方団体を不利益に取り扱うことは、法律ではない技術的助言に法的拘束力を持たせることになり、法治主義に反します。

よって、本件告示2条3号は、地方自治法247条3項及び法治主義に反して違法です。

次に、本件告示2条3号の設定は、裁量権を逸脱、濫用しており、違法であるということについて述べます。

本件告示2条3号は、改正地方税法が総務大臣に与えた寄附金の募集の適正な実施に係る基準の設定という裁量権を逸脱、濫用して設定されたものであり、違法、無効です。

まず、行為の時点での適法行為を不利益に取り扱うことは許されません。先ほど述べたとおり、令和元年6月1日までは、返礼品についての法的規制は一切なく、各地方団体に任されていました。総務大臣からの通知はありましたが、それは法的拘束力がないものであり、泉佐野市の寄附金募集行為は完全に適法でした。

ところが、総務大臣は、本件告示2条3号を設定することにより、この法的規制がなく、地方団体の判断に任されていた時期の地方団体の寄附金募集行為について、趣旨に反する行為をしたとして本件不指定をしました。これでは、行為の時点ではなかった新制度の法的規制を過去の時点にさかのぼって適用していることと同じです。総務大臣は、実質的に法律の遡及適用をしているのです。

適法行為を理由に、将来に向かってであれ、不利益に取り扱うことは、法律を信頼して行動しているものに不測の不利益を与えるものであって、法的安定性及び予測可能性を害するものです。本件告示2条3号は極めて不合理であり、また考慮すべきではないことを考慮したものであって、裁量権を逸脱、濫用して設定されたものです。

また次に、本件告示2条3号は、寄附金の募集の適正な実施という法律の文言からも逸脱しています。総務大臣は、本件告示2条3号は、過去に趣旨に反する方法により多額の寄附金を受領した地方団体は、ふるさと納税により優遇を得る資格はないし、不指定にしないと他の地方団体の理解を得られないため設定したものであると主張しています。

しかし、総務大臣のこの主張は、改正地方税法の寄附金の募集の適正な実施という文言解釈としても誤っています。本件では、地方税法の解釈が問題となっており、租税法律主

義に基づき、法律による行政命令などへの委任は、法律自体からの委任の目的、内容、程度などが明らかにされていることが必要です。また、本件では、政令ではなく、総務大臣が単独で出せる告示への委任が問題となっているので、政令への委任よりもさらに厳格かつ限定的に解釈しなければなりません。

寄附金の募集の適正な実施に係る基準とは、文言どおりに素直に読めば、改正法施行日以後に寄附金の募集を適正に実施する地方団体か否かを判定するための基準です。したがって、改正法施行日より前に新制度の基準を遵守していたかどうかを問う基準ではありません。なぜなら、改正法施行前と改正法施行後では法的規制が全く異なるので、改正法施行前に新制度の規制を遵守していたかどうかということと、改正法施行後に新制度の規定を遵守するかどうかは関係がないからです。

また、寄附金の募集の適正な実施に係る基準とは、適正な実施のための基準であり、例えば紹介者に利益供与して募集をしていないかなどの募集方法の適正さをはかるための技術的基準です。過去の行動に照らして、ふるさと納税による優遇を与えるか否かを選別する基準ではありませんし、改正法施行前に多額の寄附金を受領した地方団体は排除して、他の地方団体の理解を得るための基準でもありません。

したがって、本件告示2条3号は、寄附金の募集の適正な実施という法律の文言からも逸脱しており、法律による委任の範囲から外れています。

次に、本件告示2条3号は、未来永劫にふるさと納税対象地方団体から排除する基準です。本件告示2条3号は、平成30年11月1日から申し出までという過去の実績を問うており、過去の実績は変えられないので、本件告示2条3号が適法であり、泉佐野市が本件告示2条3号に該当しないとして不指定にされた場合、泉佐野市は未来永劫に本件告示2条3号の要件を満たすことはできないということになります。そうすると、泉佐野市は未来永劫にふるさと納税対象地方団体に指定されなくなります。

新制度施行後に返礼割合3割以下基準や地場産品基準に適合しなくなり、指定を取り消された地方団体は2年間指定を受けられないと法定されています。つまり、新制度施行後に返礼割合3割以下基準などに違反して取り消された地方団体は、2年後には指定を受けられる道があります。ところが、新制度施行前に、その時点では法定もされていない返礼割合3割以下基準などに違反した場合には、未来永劫に指定を受けられないのです。この不均衡は明白です。本件告示2条3号は極めて不合理であり、法律の委任の範囲を外れています。

次に、本件告示2条3号は、地方自治法が要求する必要最小限の関与でもありません。地方自治法245条の3第1項は、国の地方公共団体への関与は、その目的を達成するために必要最小限度のものにするとともに、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならないと規定しています。

本件告示2条3号は、返礼品を提供する地方団体のみならず、返礼品を提供しない地方団体にも適用する基準として設定されています。今回、泉佐野市は、返礼品は提供しないと総務大臣に申し出ましたが、本件告示2条3号に該当しないとして本件不指定を受けました。

しかし、返礼品を提供しない地方団体は、今後、返礼割合や返礼品目において法に違反するおそれがありません。返礼品を提供しない地方団体についてまで過去の返礼品提供を判断要素に取り込んで不指定とするというのは過剰規制です。

返礼品の提供の有無と関係なく、地方団体への感謝、応援の気持ちから当該地方団体に寄附をしたいと考える納税者の意思、選択や、返礼品を提供することなくふるさと納税の募集をしようという地方団体の政策も、本件告示2条3号によって制度から排除されてしまうことになります。これこそがふるさと納税制度の趣旨に反するものです。

返礼品を提供しない地方団体にも適用する基準として本件告示2条3号を設定したことは、ふるさと納税の募集を適切に実施することという総務大臣の行政目的との関係で必要最小限の規制になっていないことは明らかです。地方自治法245条の3第1項に反します。この意味でも、本件告示2条3号の設定は裁量権の逸脱、濫用によるものと言えます。

あと1点だけ。相手方の陳述については、内容を事前にいただいているんですけども、この中で、相手方の意見の中で、法律の文言を適正な募集の実施に係る基準と引用しているところが相手方の陳述書の2ページにあるんですけども、この文言は誤りでして、募集の適正な実施に係る基準ですから、そこを……。

【富越委員長】 後で質問されたらいかがでしょうか。

【亀山弁護士】 そこを注意して聞いていただきたいと思います。

以上です。

【富越委員長】 ありがとうございます。それでは、相手方である総務大臣側から20分以内で陳述をお願いします。どうぞ。

【開出自治税務局長】 自治税務局長の開出と申します。陳述させていただきます。

審査申出人は、総務大臣が令和元年5月14日に行った泉佐野市に対する本件不指定に

ついて、本件告示2条3号が地方税法37条の2第2項の委任の範囲を越え、裁量逸脱または濫用するものであり無効であるなどと主張しています。

しかしながら、本件告示2条3号は、地方税法37条の2第2項柱書きの委任の範囲内にあり、泉佐野市は、同項の各基準に適合することを証する申出書及び添付書類を提出しておらず、本件告示2条3号に該当せず、また地方税法37条の2第2項各号に掲げる基準に適合する団体として認められないことから、本件不指定は適法かつ相当なものであり、審査申出人の主張に理由がないことは明らかであると考えております。

以下、主に泉佐野市が本件不指定の2つ目の理由である本件告示2条3号に該当しないことに関し、改めてふるさと納税制度の趣旨等を確認した上で、主張の要点を陳述させていただきます。

ふるさと納税制度の趣旨は、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、もしくは応援する気持ちを伝え、または税の使い道をみずからの意思で決めることを可能とすることにあります。このため、寄附を行った者に対して返礼品を提供することは、お礼の意を示すという良識の範囲内で行うことが想定されており、制定当初から返礼割合の高い返礼品を提供することは、ふるさと納税制度本来の趣旨に反するものとされていました。

ここで重要となることは、この制度は住所地団体の税収の減少を伴うことであることから、各地方団体相互の公平性を図るとともに、寄附金を受領する地方団体において、他の地方団体の理解が得られるような制度本来の趣旨に沿った適正な募集を行うことが前提となっており、そのような前提を全地方団体が理解することで初めて成り立つ制度であるという点です。

しかしながら、過度な返礼品により寄附を誘引するなど、自団体に対する寄附金額を極大化することを目的にこの制度を運用する地方団体があらわれれば、制度趣旨とかけ離れた運用に傾き、制度そのものが単なる返礼品競争となり、結局は過度な返礼品を提供する地方団体に寄附が集中することとなります。このことは、ますます返礼品競争を過熱させ、制度が本来目指した目的とかけ離れ、制度そのものの存在意義を損なうものとなります。

したがって、地方団体が寄附金を募集するに際しては、制度趣旨を損なうような方法による募集をして、他の地方団体や制度全体に対して悪影響を生じさせないように、良識を持って募集を行うことを前提としてその仕組みが設けられていたものです。

このことは、地方財政法2条1項において、地方団体は他の地方団体の正常な財政運営に与える影響を考慮して行動すべきとされていることと趣旨を同じくするものです。

一部の地方団体が過度な返礼品を提供すると、制度本来の趣旨に反する募集方法を行い、これが次第にエスカレートし、地方財政審議会において複数回にわたって制度の健全な運用の必要性が指摘され、また全国各地の地方団体の長からも、返礼品に関するルールを設けるべきである旨の声が寄せられるようになりました。

総務省においては、上記のような声を受けて、制度本来の趣旨に反する募集を行う地方団体に対し、繰り返し見直しを求める通知を発出し、多くの地方団体は募集の方法を見直したものの、一部の地方団体が依然として趣旨に沿わない返礼品を提供し続け、かつ多額の寄附金を獲得しており、法制度としての改善の必要が顕著なものとなりました。

これを受け、ふるさと納税制度の健全かつ公平な運用を確保するため、地方税法改正法が成立し、ふるさと納税指定制度が創設されました。従前は、全ての地方団体に対して制度が適用され、それらの地方団体に支出された寄附金全てが特例控除の対象とされていましたが、この指定制度のもとでは、地方団体が適正な募集を行うようにするため、制度本来の趣旨を理解し、制度趣旨に沿った方法によって寄附金の募集を行う地方団体をふるさと納税の対象となる地方団体として優遇を付与することとされました。

恐縮ですが、一旦ペーパーを離れて、この間の経緯について口頭で補足をさせていただければと思います。

見直しを行わなかった一部の地方団体の中でも審査申出人は、平成30年11月以降も4割から5割程度という非常に高い返礼割合で、あたかもカタログショッピングのように全国各地の特産品や日用品など1,000品目以上取りそろえて提供するという募集を継続しました。さらに、与党税制改正大綱でふるさと納税制度の見直しが示された昨年12月以降には、従来の返礼品に上乘せして寄附者に対してアマゾンギフト券を付与する取り組みをスタートさせ、昨年末では最大10%、本年2月には、3月までの100億円還元閉店キャンペーンと銘打って最大20%付与し、これを4月以降も継続しました。

これらは、ふるさと納税制度の趣旨から大きく逸脱した募集方法であって、その結果、泉佐野市は、平成30年度に約500億円のふるさと納税を受け入れました。同市の平成29年度における個人市民税の税収額は47億円であり、1年間で約10年分の市民税に相当する寄附額を集めたこととなります。地方団体からは、公平性、公正性の観点から、やはり一定の節度というものがあってしかるべき、返礼品によって寄附をどんどん集めている一部自治体の極端なやり方により制度がゆがんだ、アマゾンの商品券100億円は常軌を逸している、そんなことをやるなら地方分権なんかしないほうがよい、地方自治体な

んかに任せられないという声が出てきてしまうといった声が数多く寄せられました。

こうした切実な声を受け、またこのままではふるさと納税制度の存続が危ぶまれたことから、制度を所管する総務大臣として見直し案を与党税制調査会に諮り、ご議論いただいた上、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような地方公共団体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう制度の見直しを行うとの大綱が取りまとめられ、国会審議を経てふるさと納税指定制度の導入が行われたことは陳述書で述べるとおりであります。

審査申出人は、総務省が過去において総務省の意向に沿わない行動をとった地方団体を狙い撃ちして排除したと主張しますが、これは事実と反する主張です。当時の状況について、長崎県平戸市の黒田市長はこう述べています。この対立は、国・総務省対泉佐野市ではない。真面目に地元産品で寄附者に向き合う自治体対外部の価値を利用して金集めをしている自治体の問題である。ぜひこうした背景、経緯についてもご理解いただきたいと思っております。

ここで陳述書に戻りたいと思います。恐縮ですが、2ページ中段の2（1）をお開きいただきたいと思っております。

地方税法37条の2第2項柱書きの、ここ恐縮です。募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定するとの文言、地方税法改正法の経過措置規定の定め、上記1の改正経緯及び地方税法改正法の趣旨からすれば、総務大臣に委任されている、申しわけございません、ここも募集の適正な実施に係る基準でございます。訂正させていただければと思います。とは、地方税法改正法の趣旨を実現するために、適正な募集の実施に関してふるさと納税制度本来の趣旨に沿った方法により募集を行うものとして、同制度による優遇を受けるに値するか否かを審査するための基準を言うものと解されます。

また、上記の趣旨及び改正の経緯等からすると、以下のとおり、地方税法は上記適正募集基準の適合性判断において、過去の事実を考慮することを予定したものと解されます。

まず、平成31年度、与党税制改正大綱においては、ふるさと納税の健全な発展に向けて、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような地方公共団体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう制度の見直しを行うとされていることから、過去の事実を考慮することが想定されていたことは明らかです。また、国会審議においても、過去の実績に係る資料の提出を求め得ることが示されており、加えて、ふるさと

納税指定制度について、他の寄附金控除の仕組みと同様に、過去の実績を勘案して対象とする地方団体を指定することも予定されていました。さらに、過去の事実に基づいて、今後の当該団体等に対する評価等を行うことは、他の税制などでも用いられている一般的な法形式であります。

以上の立法経緯及び地方税法改正の趣旨によれば、地方税法は指定の可否を判断するに当たり、過去の事実を考慮することを予定していると言えます。このことは、改正後の地方税法37条の2第3項において、単に申出書を提出するだけでなく、基準に適合していることを証する書類の提出を義務づけていることにもあらわれています。

本件告示2条3号が地方税法37条の2第2項柱書きの委任の範囲内であるか否かは、法の文言、趣旨及び目的、関連諸規定の解釈や委任命令により、地方団体が受ける影響等を踏まえて判断すべきであります。

そして、上記第3の2(1)のとおり、同項柱書きは、総務大臣に対し、地方税法改正の趣旨を実現するため、適正な募集の実施に関し、ふるさと納税制度本来の趣旨に沿った方法により募集を行うものとして、同制度の優遇を受けるに値するか否かを審査するための基準を委任しているところ、基準を適切に定めるには、ふるさと納税制度に関する全国各地の地方団体の運用状況等を踏まえた検討及び判断が必要になることから、性質上、総務大臣における政策的、技術的な判断に委ねるべきものであり、同項柱書きは総務大臣に対し、当該基準の策定につき、政策的、技術的裁量権を与えているものと解されます。

本件告示2条3号は、過去にふるさと納税制度本来の趣旨に反する方法により、他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領していないことを指定のための基準として定めたものです。

その趣旨は、各地方団体による指定の対象となる期間における募集の実施が適正なものと評価できるか否かについて、平成30年9月通知の後である平成30年11月以降における各地方団体の募集の取り組み実績という客観的な情報をもとに判断し、ふるさと納税制度の趣旨を理解せず、制度趣旨に反する方法で著しく多額の寄附金を集めた地方団体をふるさと納税制度という優遇税制の対象としないことにより、他の健全な運用を行った地方団体との公平性を確保して、他の地方団体の理解を得ながら、当制度の健全な運用を実現するものであり、まさに地方税法37条の2第2項柱書きの趣旨に沿うものと言えます。

法の文言について、地方税法37条の2第2項以下の文言を見ても、過去の実績、事実

を考慮することは許容されています。趣旨及び目的について、制度本来の趣旨に沿った健全な制度運用を確保する観点から、各地方団体における指定の対象となる期間における募集の実施が、制度の趣旨を理解し、優遇を受けるに値するか否かを判断するためには、当該地方団体からの主観的な説明のみによることはできず、客観的な事実を考慮して判断することが必要であることは当然であって、ふるさと納税指定制度の創設が十分予見可能となった時点を始期とする過去の事実を含め、募集の態様、主体、募集結果の影響の大きさ等を考慮することは、判断の客観性を担保するために必要不可欠です。

関連諸規定の解釈について。地方公共団体は、いやしくも国の政策に反し、または国の財政もしくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない旨定めている地方財政法2条1項と整合的です。

委任命令により当該地方団体が受ける影響の内容については、不指定となった地方団体が寄附金の募集をできなくなるわけではありません。また、そもそも総務大臣による指定は、適正に募集して受け入れた寄附金を活用して地方創生に寄与する取り組みを行う地方団体に対して、その取り組みを奨励しようとするものであって、どのような地方団体がこれに該当するか否かの判断には、委任を受けた総務大臣に政策的、技術的裁量が存在するものです。

以上のほか、前記第3の2(2)ア、イのとおり、平成31年度与党税制改正大綱の文言、国会審議等の立法過程においても、過去の取り組み状況を勘案することが想定されていました。

なお、他の寄附金控除の仕組みについても、控除対象となるものについて、法律上は過去の事情を考慮する旨の規定はなく、下位法令においてその旨規定している例があります。

以上からすれば、いずれの面をとっても総務大臣の裁量の逸脱はなく、本件告示2条3号は委任の範囲内で適法なものです。

審査申出人は、本件告示2条3号は技術的助言に従わなかったことを理由とした不利益な取り扱いを禁止する地方自治法247条3項に違反する旨を主張しています。しかしながら、そもそも本件不指定は、改正地方税法の規定及びその規定による委任を受けて新たに制定した告示に基づいて行ったものであって、過去の技術的助言に従っていなかったことを理由として不指定としたものではありません。ふるさと納税制度を存続させ、健全かつ公平な制度運用を実現するためには、減収になる地方団体の理解を得ながら、また地方団体相互間の公平性を保ちながら、寄附金を原資とした取り組みが我が国全体の地方創生

に寄与するものとなるようにする必要があるため、技術的助言として寄附金の募集方法について要請をしてきました。

立法的解決を図るために定める告示についても、その内容は技術的助言と同様であるか否かとは直接関係なく、前に述べた指定制度の趣旨に基づいて規定されるべきものです。

そもそも告示2条3号と総務大臣の技術的助言の内容は異なり、募集方法の問題とそれによる実際の結果との双方を満たした場合に不指定となるものであって、指定基準はこれまでの技術的助言よりもより限定された内容となっています。

さらに、どのような地方団体に適格性を認めることが募集を適正なものとするかという判断は、適正に募集した寄附金を活用した地方創生に寄与する取り組みを奨励するための優遇を与えるべきか否かという判断であり、平成30年11月以降に限定して過去の募集のあり方を考慮することは許容されるものです。

審査申出人は、本件告示2条3号は、法的規制がなかった過去の時点にさかのぼって適用する法の遡及適用であり、本件不指定は制裁の意図によるものであり、許されない旨を主張しています。

しかしながら、そもそも総務大臣の指定は将来に向かって生じるものですから、本件告示2条3号は寄附者の納税義務の内容を遡及的に変更するものではなく、ふるさと納税制度の趣旨に反する施策を講じた地方団体に対し、ふるさと納税制度による優遇措置を付与しないなどの具体的な措置を講ずることは地方財政法2条1項の趣旨にも適合するものであって、制裁の意図によるものでもありません。

審査申出人は、事後規制で十分であるのに事前規制をしており、比例原則を定める地方自治法245条の3に違反する旨を主張しています。しかしながら、制度の健全な運用を実現するために、募集の実施が適正なものとして評価できる地方団体に限ってふるさと納税の対象とすることが指定制度の趣旨であることを踏まえれば、基準に適合して募集を行うと評価できない地方団体を指定することは、法に基づいて創設された指定制度の趣旨にそぐわないものであります。

また、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法で著しく多額の寄附金を受領している地方団体に、ふるさと納税制度による優遇を付与し、指定の取り消しという事後規制のみで対応することとした場合には、趣旨に沿った運用をしていた他の地方団体の理解を得ることができず、制度の公平かつ健全な運用を担保することはできません。

さらに、趣旨に反する運用をしていた地方団体が指定基準に適合しない方法により寄附

金の募集を行い、指定が取り消されるまでの間に他の地方団体に比して著しく多額の寄附金を受領するおそれを否定することができず、このおそれを解消するには、当初より適正募集基準に適合する地方団体としないことで、ふるさと納税制度による優遇を受けることがないようにするほかありません。

審査申出人は、返礼品を提供しない泉佐野市に対して、本件告示2条3号を適用することは不合理であると主張しています。しかしながら、返礼品を提供しない地方団体であっても、本件告示2条3号の地方団体に該当する場合には、制度本来の趣旨に沿った健全かつ公平な運用を実現する観点から、同制度の優遇の対象とはできないものです。

また、泉佐野市のこれまでの会見における発言や同市が返礼品の誘引に依拠した寄附金の募集を行ってきたことを踏まえると、返礼品を提供しない旨の申出書の記載を前提とすることはできません。

以上によれば、泉佐野市は、本件告示2条3号に該当しないことから、同市を不指定としたことは適法かつ相当であります。

以上です。

【富越委員長】 どうもありがとうございました。双方それぞれのご主張、お立場がよくわかりました。

それでは、両当事者の陳述に関する質疑を行いたいと思います。まず、審査申出人である泉佐野市長側の陳述に関する質問を委員会より30分以内で行いたいと思います。何かございますか。お願いします。

【齋藤委員】 委員の齋藤です。よろしくお願いいたします。

私の質問は、時間も限られているので手短かにいたしますが、大きく分けると2点あります。2点合わせて質問させていただきます。1点目は少し内容が分かれますので、あまり早口ですとわからないかもしれません。少しゆっくり目にお話しします。

今回、総務大臣は、他の地方団体に与える悪影響を顧みずに著しく多額の寄附金を集めることは、地方財政法2条1項の趣旨に照らしても相当とは言えない。これは答弁書で言いますと7ページの真ん中からちょっと上ぐらいです。地方財政法の趣旨との関係で相当とは言えないという主張をしています。この点について、泉佐野市はどうお考えになるのか。

念のため再度確認いたしますと、地方財政法2条1項は、1項の中で、地方公共団体は、他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならないと、こう規定してあ

ります。この点について、少し質問が分かると申しましたのは、改正法前の運用の段階で、地方財政法についてどのようにお考えだったのかということと、現時点でこの総務大臣側の主張、今回出してこられた主張に対してどうお考えになりますかということです。

もう一つは、これは派生的にといいますか、もう少し政策的な観点も入りますが、ふるさと納税による著しく多額の寄附金の受領というのが他の地方団体の税収の減少を招くと。著しく多額の寄附金の受領が他団体の税収の減少を招くということについてどのようにお考えでしょうか。これが質問の1点目です。

それから次の質問は、告示に該当するかどうかというところの双方のご主張で、泉佐野市では、これは反論書で言いますと33ページ以下で、泉佐野市の側では、他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附募集は行っていないとして、ふるさと納税の寄附金総額の伸び等を根拠として主張をお立てになって、そのほかにも、多大な影響を及ぼすような寄附募集をしたことを裏づけるデータや裏づけ資料は全くないと35ページで主張しておられます。

それに対して、総務大臣の側では、先に主張箇所を確認しますと、答弁書の49ページ一番下の部分で、泉佐野市が対象期間において受け入れた寄附金の額というのが全体の合計額のうち約10.5%にも相当するとしています。これも答弁書の書き方そのものですが、この点についての泉佐野市の見解を先ほどの意見陳述について補っていただければありがたいと思います。

以上です。

【富越委員長】 どうぞ。

【千代松泉佐野市長】 泉佐野市長の千代松大耕でございます。それでは、私からは、地方財政法2条1項について、泉佐野市がどのように考えているかということをおしげさせていただきます。

多額の寄附金を集めた自治体は地方財政法2条1項に抵触するという議論がありましたけれども、この規定につきましては極めて抽象的な規定であるというところで、地方財政法第2条第1項につきましては、「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。」とございますけれども、これは訓示的規定であるという形で、具体的な行為規範にはならないと本市は考えております。

そして、泉佐野市がこの寄附金を集めたこと自体は、財政の健全な運営に努めたことで

ございますし、これにつきましては、国策に反しているとは考えてはおりません。

また、他の地方公共団体の財政等の関係につきましては、寄附者の居住地の税収を減少させてはおりますけれども、それはもともとあった法律が認めていた範囲内でございますので、累を及ぼすと非難をされる理由にはならないと考えております。寄附を集めていることは、他の地方自治体の寄附額にも影響は確かにしておるかもしれませんが、それは法律が認めた範囲の中での競争と努力、工夫の結果であるとも考えますので、これも累を及ぼしたことにはならないと考えております。

あわせてではございますけれども、2項につきましては、「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。」という規定が置かれております。国につきましては、これについては、これに反するような施策を累次に行つておられるとも感じておりますし、そういうところでは、これをもって本市がそのようなことで地方財政法第2条1項について、そのような形で非難をされる理由には当たらないと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【富越委員長】 どうぞ。

【亀山弁護士】 審査申出人代理人弁護士の亀山ですけれども、今市長が申し上げたところというのは、再反論書で言うと、再反論書の21ページ、22ページで、こちらとしても文書で提出しているところでございます。

【阪上成長戦略担当理事】 2つ目のご質問の他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附募集がないという、阪上でございます。失礼しました。ということですが、よく一般の方が勘違いされるのが、同じパイをふるさと納税は取り合ってるわけではないんですね。今回であれば、一昨年が3,650億から昨年5,000億、反論書にも書いてあるんですけど、1,350億ほど伸びているというような状況です。ですので、我々は、毎年成長していつているということですので、伸びた中からもちろんいただいたものもありますし、競争ですから、当然ほかの自治体に行くかもしれなかったというのがひよとして入っているかもしれません。それは、ここでも主張させていただいているように、全くそれはわからないわけですね。それをもって、これを根拠に、まるで同じパイを取り合つて、ほかの自治体から我々が奪ったかのようにご主張されているのが総務省のご主張なのかなと我々は考えております。

【齋藤委員】 どうもありがとうございました。

【富越委員長】 どうぞ。

【千代松泉佐野市長】 地方税法の改正後と改正前についての考え方、泉佐野市の考え方を述べさせていただきますけれども、本市、泉佐野市につきましては、改正前につきましては、返礼品に関しては、何ら法的な部分での規制というものもございませんでしたので、その中で法を遵守しながら制度を運用してきたと考えております。

それで、制度改正後のふるさと納税制度についての考え方でございますけれども、1つにつきましては、地場産品の規制というのがございますけれども、これについては、総務省はよく健全で公平な発展をと言われておりますけれども、これこそまさしく不健全で不公平な規制はないと考えております。

50億円のラインを引かれたんですけれども、自治体さんで、北海道で総務省が規制をして3割以下、また地場産品のみという形で一番全国的に集めた自治体で、50億というラインで根拠として線を引かれたケースがございましたけれども、その50億という団体に対して、今回の規制はさらに優遇を与えるように結果としてなってしまうんじゃないのかなと考えておまして、もともと特産品、人気のある、これまで十何年間、ふるさと納税がございましたので、ある程度、寄附額が集まりそうな返礼品と、寄附額が集まりそうではないというわけではないんですけれども、集まりそうな傾向というのが明らかになってきております。それを持つ自治体と持たない自治体との格差をスタート時点から生んでしまうような、これほど不公平な制度、規制はないと泉佐野市としては考えております。

【富越委員長】 よろしいですか、回答としては。ほかに何かありますか。どうぞ。

【辻委員】 それでは、私から幾つか事実を確認させていただけたらと思います。辻です。

今回の総務大臣提出の資料だと乙の32になりますけど、この中で、先ほどから全体の経緯の話はありましたが、地方税法の改正が公布され、制定された4月以後、その段階で100億円還元キャンペーンだとか300億円還元キャンペーン、それから最後で最大のキャンペーン、こういうものを開催されております。これに関しまして、どういう経緯で開催されることになったのかという点。それから、一連のキャンペーンの中で還元割合は最大何割ぐらいになったのかということ。それから、仮に還元割合が7割になっても、やはりふるさと納税制度の根幹を揺るがすことにはならないと考えられていたのかどうか、そのところをお聞かせいただけたらと思います。

【富越委員長】 どうぞ。

【阪上成長戦略担当理事】 阪上です。アマゾンキャンペーンでございますけれども、一口で言えば、事業者救済のためということとさせていただきます。地場産品規制が全ての根源というか原因になっているんですけれども、地場産品の規制というものがいいか悪いかというのは別にさせていただきますが、その規制が入りますと、市内、今まで6年間協力していただいていた企業の約半数以上がふるさと納税の取り組みに参画できなくなる。他の自治体さんとちょっと事情が異なってくるのが、やはり長年取り組んできたということもありますので、その企業さんに関して、ふるさと納税の存在というものが大きくなってきておりました。ですので、日ごろから当てにしていけないということは、ふるさと納税というのはいつまで続く制度かわからないということは当初から言われているので、ということは申し上げてたんですけど、当てにはしないんですけれども、頼りにはするというような状況がございまして、そういった中で、12月の半ばぐらいなんですけれども、すぐに地場産品規制で見直しをすると事業が傾くと、言ってしまえば倒産するというようなご相談があつて、そういった事業者様を救済するために、2月、3月、100億円キャンペーンというものを打たせていただきました。

2月、3月という時期は、ご存じのとおり、ふるさと納税では一番冷え込む時期でございます。ご存じのとおり、ピークは11月から12月にかけてですので、そこで一段落しておりますので、2月、3月というのは動かないんですね。そこを動かすということになりますと、やはり一定のインパクトが必要だということもあつて、おまけで返礼品にプラス、アマゾンギフト券をつけるということとさせていただきます。

アマゾンギフト券については、我々も苦渋の決断でございました。我々、これまでのポリシーでは金券、家電というものは取り扱わないということで、あくまでもピーチポイント以外はほかの自治体さんも取り扱っているような返礼品を取り扱いながら一緒にやっついこうということでやっておりましたので、これをするに関しては、中でもかなり議論があつたんですけれども、ただ、キャンペーンということでたくさんの事業者に受注をいただきたいという思いもありまして、苦渋の決断でこれを実行させていただいたという次第でございました。

【辻委員】 あと、還元割合は結局。

【阪上成長戦略担当理事】 還元割合は7割です。

【辻委員】 あともう1点、今主に泉佐野市の事情、ご説明いただきました。これが7割還元をやるのがふるさと納税制度の根幹を揺るがすことになると思えなかったかどうか

なのか、当時の状況ですね。

【千代松泉佐野市長】 泉佐野市長の千代松でございます。

何度も陳述でも申し上げてまいりましたけれども、法律の範囲内での規制といたしますが、返礼品に関しては、全くそれまでは何もなかったということでございますので、あったのは総務大臣からの通知というところでございますので、そういう中では、本市としては、法を遵守しながら制度を運用してきたと考えております。

【阪上成長戦略担当理事】 1点、阪上です、補足です。このキャンペーンなんですけれども、なぜやったかという、先の受注をとりたかったということなんです。ふるさと納税というのは、すぐに返礼品が欲しいというニーズが多くて、いつ届くんだということがコールセンターにもよくお問い合わせが寄せられるんですけども、このキャンペーンに参加していただく方にインセンティブをつけたというのは、すぐに仕事がなくなってしまうと事業が傾くということになりますので、先の、例えば配送月を夏ぐらいでもいいですかということで投げかけさせていただいて、それでもいいよとってくださる寄附者の方にはインセンティブをつけたというやり方をさせていただきました。ですので、向こう夏とか秋ぐらいまでの受注を確保するためという形で、すぐに事業に影響が出ないようにという形のものでございました。すみません、補足でございます。

【富越委員長】 よろしいですか。

【辻委員】 もう一つ、時期が少しダブるんですが、もう一つ確認させていただきたいのは、総務省とのやりとりがあった時期とほぼ並行して、これは乙の資料の15、19になりますが、29年4月、それから30年4月にそれぞれ全国市長会の会長コメントが出されてまして、過熱する自治体間の返礼品競争や一部自治体における高額な返礼品の送付など、制度運用に際しての課題も指摘されており、現在の状況が続けば、制度の存続自体が危惧されるということに言及されたり、それから制度本来の趣旨を踏まえ、適切に対応していくという、これは市長会のコメントですね、が出されています。これに対応して、泉佐野市は対策を講じられたのか講じられてないのかということをお伺いできたらと思います。

【富越委員長】 どうぞ。

【阪上成長戦略担当理事】 阪上です。この通知に対して対応したのかと具体的に言いますと、そういうことではないんですが、やはり30年4月までには27年、28年、29年と総務省から総務大臣通知、技術的助言が出ておりましたので、もちろんその通知に

関して、我々も納得できるものに関しては、例えばですけど、高額の返礼品をやめるとか、資産性の高いものはだめですよとか、例えば外国産のものは控えたほうがいいんじゃないかということは、対応はしてまいりました。

ただ、やはり地場産品規制というものは、市長からもありましたように、明らかに不公平を生む規制だということで、それは総務省様にもご意見を一貫して申し上げてきたところなんですけれども、そこに関しては、我々としては対応しかねるという判断をしておりました。

以上でございます。

【千代松泉佐野市長】 泉佐野市の千代松でございます。

全国市長会からのそういう文書等がありますけれども、やはり全国的な中におきましては、ふるさと納税に対しましても、それぞれの自治体で取り組んできた歴史的な部分というのは、やはり大きな差といたしますか、温度差といたしますか、があると考えております。そのような中で、泉佐野市は財政健全化団体ということもございましたので、そういう中では、比較的早い段階からふるさと納税に着目をして、制度を活用させていただいてまいりました。

そのような中で、泉佐野市のふるさと納税に対する考え方という中におきましては、常に総務省から出されてくる通知というのは、全国で頑張っている地方自治体を頭ごなしに押さえつけてくるようなものだということを正直感じておりました。例えば歴史的な経緯から申し上げますと、先ほど長崎県平戸市さんという言葉がありましたけれども、長崎県平戸市さんが全国で1位の寄附受け入れ額があったときに、平戸市さんが1位になるきっかけの大きなポイントとなったのは、やはりポイント制でありましたので、それに対して通知を出してくると。そしてまた、都城市さんが2年続けて日本一になったときには、その中で寄附の返礼割合、寄附の何割以下にするという、そして、本市が日本一の寄附受け入れ額になった翌年の4月には、地場産品のみにするようにという通知を出してきて、それに対しては、正直、いかななものかというのを強く感じておりましたので、そういう中で、本市の考え方の中でふるさと納税制度というのを進めてきたという経緯がございますので、よろしくお願いいたします。

【辻委員】 辻です。最後にもう一度、一番単純な事実確認なんですけど、総務大臣の答弁書、P53によりますと、結局、平成29年度にふるさと納税による寄附の受け入れ金額は135億円、それから平成30年度には497億円となっています。それから、これ

は総務省のホームページを見ますと、泉佐野市の決算カードから見ると、平成29年度、これが公開されている直近の地方税収ですが、これが203億円ということになりますので、平成29年度で地方税収の基準を言うと、寄附金額が大体地方税収の67%ですから3分の2ぐらい寄附になっていて、30年度になるとこれが249%ですから2.5倍になっていると。これは非常に大きい金額と私自身は考えますが、それは市長さんの認識としても非常に多額であるとお考えですか、どうですか。それとあと、今の数字に間違いがないかどうか、お願いします。

【阪上成長戦略担当理事】 阪上です。金額は135億の497億ということで間違いはないです。

よく大きな金額だということで、税収が500億のところと同じぐらいのふるさと納税があるじゃないかということで、よく比較されるんですけども、実は、ほかの自治体さんのことを言えば、2億の税収のところから10億、20億寄附が集まるという実態もございます。ですので、例えば500億という金額を比較されると、確かに大きいということにはなりますけれども、税収から見て500億が大きいのか小さいのかというと、ほかにもたくさん事例がありますし、我々よりもたくさんの方の比率、税収の何倍という、何十倍という寄附を得ている団体さんもございますので、そこについては単純に大きいという認識はしておりません。

【富越委員長】 どうぞ。

【千代松泉佐野市長】 泉佐野市長の千代松でございます。結果として本市がいただいた全国からの寄附額というのは、私自身も非常に大きな額をいただけたなとも思っております。

しかし、なぜそのような形で本市が全国から寄附額をいただいたかということ、やはり起因するのは総務省の通知であると考えております。総務省が通知を出して、全国のふるさと納税に取り組みたい自治体をどういう形でもわかりませんが、従うようにしてきたという結果として、本市は最終的に、最後まで本市の考え方を貫いたということで、結果として本市に多額の寄附額が集まりましたけれども、それは総務省が招いた起因であると考えておりますし、そういうことをされなかったら、本市に多額の寄附が集まったとは考えません。

【富越委員長】 よろしいですか。

【辻委員】 はい、結構です。

【富越委員長】 まだ5分ありますけれども、質問はいいですか。よろしいですか。

それでは、約4分余っていますが、ここで泉佐野市長の陳述に対する質問は以上ということにしたいと思います。

それでは、相手方である総務大臣の陳述に関する質疑を30分予定で行いたいと思います。今が16時11分ですか。これから30分、41分ぐらいまでという目安で行います。

まず初めに、富越から質問させていただきます。

あらかじめご連絡したところかと思いますが、返礼品を提供しない団体と提供する団体に関して手続が違うのかどうかということが質問の趣旨であります。指定手続に際して、返礼品等を提供しないと申請した団体が提供するに変更する場合、どのような手続が予定されているのか。提供すると申し出ていけば、仮に不指定となった団体が提供しないと申し出ることによって、指定を受けることができるのかという質問です。

これはどこで疑問に思ったかといいますと、甲第27号証、ふるさと納税指定制度に係る総務省への確認事項の共有についてという大阪府総務部市町村課の文書です。その最後のところでしたか。クエスチョン4というところがあって、現在のところ、返礼品を送付する予定がないため、返礼品を提供しないにチェックして申出書を提出するが、指定期間内に返礼品を提供するように変更することは可能か。問題はないと思われるが、申請書の再提出が必要になるかもしれない。後半の部分はいまいちはっきりしないんですが、本来、申請期間というのは決められていたはずなので、指定期間内にできるのかどうかもよくわかりませんが、いずれにしても、返礼品を提供する、しないによって対応が異なるのかどうか、そこを伺いたいと思います。どうぞ。

【開出自治税務局長】 自治税務局長、開出でございます。

今のご質問でございますが、返礼品を提供しないと申し出た地方団体が提供するということとする場合には、法37条の2第2項各号に掲げる基準に適合するかどうか私どもで判断するため、法37条の2第5項の規定により、あらかじめ提供するということに変更されるわけなので、提供しようとする返礼品等の内容について総務大臣への報告を求め、その報告内容等によって、総務大臣において、法37条の2第2項各号に掲げる基準に適合するか否かを判断するという対応をとることと考えております。

もう1点のご質問でございますが、提供すると申し出て……。ご質問は今の点で、お答えしたことでよろしいでしょうか。

【富越委員長】

次の質問は、仮に提供すると申し出ていけば、例えば30%以下基準に触れるという、そのような団体が提供しないと申し出た場合に、その場合には、提供しないんだからといって指定をしておいて、後から提供するという段階でもう1回考えるのか。そうだとすると、初めから言っていれば、不指定になった団体が、提供しないということで指定になった後で、提供しますという変更申し立てが出たときに、そこで変更申し立てだけ認めないということになると指定の効果が残ってしまうんですね。その段階で、さかのぼって不指定にするか。一体、ここら辺の扱いはどうなんだろうかとこの質問です。どうぞ。

【開出自治税務局長】 自治税務局長、開出でございます。

本件告示の2条3号は……。

【富越委員長】 私が質問しているのは告示に限らないです。今例に挙げたのも3割以下基準を例に挙げましたから。

【開出自治税務局長】 失礼しました。自治税務局長、開出でございます。

仮に、返礼品を提供しないとして申し出を行った地方団体が申し出の内容に反して返礼品の提供を開始した場合には、その返礼品に伴う寄附金については特例控除の対象となることとなります。返礼品を提供しないと申し出を行いながら、実際には提供するという行為は生じ得ますので、こうしたことが生じるわけなので、返礼品を提供しないと申し出を行った地方団体についても、私どもは可能な限り客観的な情報を収集して、37条の2、2項各号の基準に適合するか否かを判断するという扱いにしております。

【富越委員長】 そうすると、結論とすると、どういう申し出にかかわらずチェックするという理解でいいんですか。

【開出自治税務局長】 自治税務局長、開出でございます。

そういうこととなります。

【富越委員長】 わかりました。それからもう一つの質問ですが、甲17号証によると、泉佐野市は返礼品を提供しないというところにチェックしているんですけども、泉佐野市のように返礼品を提供しないということで申し出のあった他の自治体はあるんでしょうか。

【開出自治税務局長】 自治税務局長、開出でございます。

今回の指定に際しまして、返礼品を提供しないと申し出た地方団体はございまして、泉佐野市を含めて52団体になっております。

【富越委員長】 52団体も出ている。

【開出自治税務局長】 はい。

【富越委員長】 わかりました。私の質問は以上です。

ほかに何かありますでしょうか。

【開出自治税務局長】 52もあつたかというご質問ですけれども、内容を説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

52のうち46団体は、これまで総務省調査を行ってございましたけれども、返礼品を送付していないと回答していた団体になります。これまでも送付してなかったという団体があります。残りの6団体のうち泉佐野市を除く5団体については、もともと寄附金額が少なく、1,000円代の公共交通機関の乗車券の配付をしていたという地方団体であったわけですけれども、念のため都道府県を通じて今後の方針を確認したところ、維持管理の手間等から今後は返礼品を提供しないという説明を受け、確認をいたしました。

こういった状況でございまして、泉佐野市以外の返礼品を提供しないと申し出た、51団体になるわけですけれども、それらにつきましては、申出書の記載の情報に加えて、客観的な情報からも実際に返礼品を提供しないと評価したところでありまして、2項各号に抵触しないと判断をいたしました。

【富越委員長】 それではどうぞ。

【牛尾委員】 委員の牛尾です。

私が質問したいのは50億円の基準ということで、2つの観点からご質問させていただきたいと思います。

まず、地方公共団体というのはさまざまな規模がありますよね、税収にしる歳出歳入にしる。規模の大小にかかわらず、一律に50億円でいわば足切りみたいな形で今回基準を設けられた根拠、どのような考え方によるのかということを確認させていただきたいのが1点と、2点目は、地方自治法の250の2に許認可の基準についての記述がありますが、基準を定めて公表しなければならないとしていますが、今回はどのようにその基準を定め公表しているかということです。この2つの観点から50億円という基準についてご説明をいただきたいと思います。

【富越委員長】 どうぞ。

【開出自治税務局長】 自治税務局長、開出でございます。

1点目でございますけれども、団体規模にかかわらず一律にという点ですが、ふるさと納税は規模の小さな地方団体であっても、訴求力のある返礼品を提供することによりまし

て、多額の寄附金が集められることが可能であります。受領した寄附金から返礼品等の費用の捻出も可能になるということをごさいます、実際にふるさと納税の受け入れ額の実績を見ても、地方団体の人口規模であるとか財政規模との相関性が見られないということから、他の団体に対して著しく多額かどうかということ判断するに際し、地方団体の人口規模であるとか財政規模は全く関係ないと考えております。

したがって、団体規模によって異なる数値とすることには合理性がないので、全国一律に50億円という具体的な当てはめの数値を用いているところをごさいます。

50億円の根拠につきましては、答弁書で54ページになりますけれども、お答えしているところをごさいますけれども、平成30年度を通じて、返礼割合3割超または地場産品以外の返礼品をいずれも提供していなかった地方団体のうち、同年度において最も多く寄附金を受領した地方団体の受け入れ額が49億5,705万円であったこと、平均額が1億円強であることを総合的に考慮して設定したものでございます。

この告示の対象期間というのが5カ月でありますけれども、50億の設定規模は適正な募集を実施した地方団体の平成30年度1年間の数値を根拠にしているということでありますとか、平均額をはるかに上回る、最大額よりもさらに上の数字ということをごさいますので、相当程度謙抑的なものになっていると考えております。

2点目をごさいますけれども、本件告示2条3号の著しく多額に該当する具体的な金額の今ご質問をいただいておりますけれども、地方税法の改正趣旨に反するかどうかという観点から、その時々々の経済情勢のほか、申出期間内に各地方団体から資料を提出していただくわけですけれども、そうした他の地方団体の募集金額との比較結果から総合的に判断して定めるものであるわけをごさいますけれども、それは各年度ごとに変動するものでありますので、あらかじめ特定の金額を定めることは、指定及び法の委任を受けた本件告示の性質上、不可能ということになります。

したがって、ご質問にありましたが、50億という具体的な金額については、地方自治法250条の2で言うところの基準には当たらないと考えております。50億円という具体的な金額は、本件告示に言う著しく多額に該当するか否かについて、総合判断した結果としての数値であると考えております。

なお、50億円につきましては、令和元年5月14日に開催されました地方財政審議会において審議の上、了承され、同日午後、直ちに当該数字が記載された資料を公表しているところをごさいます。

以上でございます。

【富越委員長】 よろしいですか。どうぞ。

【小幡委員長代理】 委員の小幡でございます。

2点質問がありますが、その前に今のご発言に対して一応確認をしたいのですが、今の50億円というのは、その時々により変わるということで、要するに、申し出がされる前には明らかになり得ないという趣旨ですか。つまり、申し出があつて初めていろいろな内容を見て決まる数字だと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。ちょっと確認したいのですが。

【富越委員長】 どうぞ。

【開出自治税務局長】 開出でございます。

各団体からの申出書がそろわないと決まらない数字ということで、おっしゃったとおりでございます。

【小幡委員長代理】 それでは続けて、まず1点目は、今回、法改正に至る前に通知とか技術的助言がされたことについてお伺いしたいのですが、これは技術的助言であつて法的拘束力がないということは認められていると思いますが、少しクリアでないのは、ふるさと納税制度というのはもう既にできていた。そこでワンストップ特例などの法改正とかもされていた。かなりもう何年もやっていらつした中で、技術的助言を何回かされた。資料2-1の13ページのところに表がございますね。返礼割合3割超の返礼品を送付している団体数の推移というのがあつて、この表のところで平成29年の通知発出の後こうなつた、平成30年の通知発出の後こうなつたという表を公表されていらつしたわけですが、この理解としては、ふるさと納税制度の最初の段階、今回の地方税法改正前は、こういうものについての法令の規制はなかつたわけで、その中でこの技術的助言を出されたのですが、そこでお考えになつているのは、これは地方財政法の先ほどの趣旨も含めて、何らかの法令に違反しているという理解があつたのかどうか、ということをお聞きしたい。もしそうであれば、例えば是正の要求などの対応ももちろんあり得たかと思いますが、そのあたりのご理解を伺えればと思います。

【富越委員長】 どうぞ。

【稲岡大臣官房審議官】 大臣官房審議官の稲岡でございます。

29年通知、30年通知ということで通知を發出させていただきまして、3割超の返礼品を送付している団体数が減少しているということでございますが、この点、私どもは法

令違反かどうかという話でございますけれども、地方財政法2条1項というものからすれば、国会などでも答弁をしておりますけれども、それとの関係を問われる状況になっているという認識でいたるところでございます。

それから、是正の要求という話でございますけれども、私どもといたしましては、そもそも通知を発出したというのも、我々からというよりも、地方団体から何らかの基準を示してほしい、こういったご意見があったということ踏まえて、特に具体的な基準的なものとしては、3割というのは29年通知ですし、30年通知で3割地場産品ということでございまして、そうした地方団体のご意見を踏まえて発出させていただいたところがございます。

そして、先ほどお話がありました、市長会、町村会なども、そういったことについて良識ある対応をしていこうという申し合わせが行われましたので、私どもといたしましては、地方団体の良識ある対応ということに期待をしたということでございます。

是正の要求のお話でございますけれども、特に返礼品を多くの団体が見直していただく中で、一部の団体が非常に過度な返礼品を提供するという状況は著しく公益を害するというところで、是正の要求を行うことも可能な状況であったとは思っておりますけれども、是正の要求を受けた地方団体が必要な措置を講じるということは制度的に担保されておらず、一定の期間を要しますし、その時期にふるさと納税制度の見直しについて立法的な対応が行われつつあったということ、それから個別団体に対応するよりも、立法的解決で一律にルールを適用するということが適していると考えましたので、法律に則した立法的解決を行ったということでございます。

【小幡委員長代理】 もう一度確認したいのですが、そうすると、地方税法改正前の状況は、何の法令違反だとお考えになっていたのでしょうか。

【稲岡大臣官房審議官】 地方税法改正前の状況が法令違反と申し上げているわけではなくて、地方財政法2条1項の趣旨に反し、著しく公益を害する状況にあったという認識でございます。

【小幡委員長代理】 先ほどからふるさと納税の趣旨という話がしばしば出てきているのですが、ふるさと納税の趣旨の中に、必要なものであれば、法令で明確にしておいたほうがよい、クリアであったという気がしたものですから質問させていただきました。

それからもう一つは、今回、告示の2条3号に基づいて不指定となった団体については、今後、指定をする道というのがあるのかということでお伺いしたいのです。というのは、

一旦指定してから、何か、まさに法令違反をして指定が取り消された場合、2年間は指定されないということが明記されておりますが、最初の段階での不指定の場合、どういふふうになるのかということを知りたいです。

【稲岡大臣官房審議官】 稲岡でございます。

現時点において、次の指定は来年のことでございますので、今後のことを明確に申し上げることはできませんが、2条3号は、一度これに該当して不指定となっても、未来永劫不指定というものではないということでございます。2条3号、読み上げはいたしませんけれども、対象とする期間は30年11月1日から申出書の提出日までの間でございます。申出書は地方税法等の規定に基づいて、毎年、指定を受けようとする地方団体が提出するものであるため、11月1日からの期間は、毎年、1年ずつ延びるということになります。

その場合、著しく多額かどうかを判断するための比較対照となる、趣旨に沿った方法により寄附金の募集を行う地方団体の受け入れ額や、当該地方団体の受け入れ額が変動し得る、こういう状況でございます。

そして、2条3号というのは、毎年、その申し出と申しますか、指定の時点におきまして2つを比較して、両者の関係を見た上で著しく多額であるかどうかということに該当するか否かを判断するということでございますので、冒頭申し上げましたように、一度該当しないとして不指定になっても、ずっと不指定であるということではないということでございます。

【小幡委員長代理】 先ほどの50億円の話とかぶりますが、それも結局、申し出があつてから基準が初めてできるということですから、事前に、その基準は明らかにされないという形で運営をされるということでしょうか。

【稲岡大臣官房審議官】 稲岡でございます。ご指摘のとおりで、事前に明らかにすることはできないものと考えております。

若干補足させていただきますと、この告示については、31年4月1日付の私どもの市町村税課長ふるさと納税に係る指定制度の運用について、あるいは同日付のふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQアンドAというものをお示ししているということでございます。

【富越委員長】 いいですか。まだ5分ありますけど。

【齋藤委員】 齋藤です。今のやりとりについて少し補足的に確認をしておきたいので

すが、ただ今のご説明ですと、地方自治法250条の2の基準、これはつくってないということになるのですね。つまり、同条によると法令の定めに従って判断するために必要とされる基準というのを定めなければならない。告示は法令の方に入るんですね。それは、この250条の2における基準というのはつukらないのだというご認識で審議会等で議論して、あるいは事務局としては、これをわかった上で要らないというご判断をなされたのかということですね。

それからもう一つは、これは今までの議論に出ていませんけれども、申請等を認めないという場合には理由の提示が必要であると。これは250条の4でありまして、今回確かに不指定については理由は付されているのですけれども、これは、申出が法令に適合しないという極めて簡略な理由が示されているので、分権改革の趣旨として、理由の提示をしっかりとしましょうという逐次の判例も踏まえたあり方からすると、やや不十分なものではないかと思えますけれども、そういった250条の4で要求される理由の提示の程度といったことについて、この間、不指定がなされるについてご認識はあったのかどうかということですね。

それからもう一つ、あわせてですが、今回の不指定が不利益取り扱いに当たるかどうかということについても、現在、この場でやりとりがなされておりますが、この決定をなさるに当たって、この条文との適合性ということは十分に審議をなされたということなんでしょうか。

以上です。

【富越委員長】 今、時間的にお答えいただくのに1分しかありません。先生、相手方に質問なので、もし差し支えなければ、委員会側の質問時間を延ばしていただいてもいいですか。よろしいですか。

それでは、いずれにしても、この答えまでのところを委員会質問としたいと思います。では、総務大臣側、お願いします。どうぞ。

【稲岡大臣官房審議官】 稲岡でございます。

まず、50億円の基準の話でございますが、これは著しく多額に該当するか否かについて総合判断をした結果としての数値ということでございまして、先ほど申し上げたのと同様でございますけれども、その時々々の経済情勢のほか、申し出期間内に各地方団体から提出された資料等を踏まえ、他の地方団体の募集基準との比較結果等から総合的に判断するほかなく、基準として具体化することは指定及び告示の性質上できないことから、この基

準がないからといって、地方自治法250条の2第1項あるいは第3項に違反することにはならないと考えておるところでございますが、追って提出予定の書面で主張をさせていただきますと思います。

それから、理由、不指定通知についてでございますが、私どもといたしましては、単なる根拠規定を示すのみならず、その判断に至った事由もあわせて記載をしております、審査申出人が不指定となった理由を了知されるものとなっているのではないかと考えております。

それから、不利益取り扱いについて議論を尽くしたのかというご指摘でございますが、私どもといたしまして、本件告示はふるさと納税制度を存続させ、健全かつ公平な制度運用を実現するために必要な基準を定めたものであると考えております。

本件不指定というのは、改正地方税法の規定及びその規定による委任を受けて新たに制定した告示に基づいて行ったものであって、過去の技術的助言に従っていなかったことを理由として不指定としたものではないということでございます。

ふるさと納税制度を存続させ、健全かつ公平な運用を実現するためには、減収となる地方団体の理解を得ながら、また地方団体相互間の公平性を保ちながら、寄附金を原資とした取り組みが我が国全体の地方創生に寄与するものとなるようする必要があるので、技術的助言として寄附金の募集方法について要請をいたしました。立法的解決を図るために定める告示についても、その内容は技術的助言と同様であるか否かとは直接関係なく、前に述べた指定制度の趣旨に基づいて規定されるべきものであると考えております。

【富越委員長】 よろしいですか。

【齋藤委員】 はい。

【富越委員長】 それでは、委員会側からの質問は以上にいたします。

それでは、引き続いて自由質疑に入ります。時間20分となっております。20分だと、相手側が答えていると時間が過ぎちゃう関係になりますので、答えるほうもなるべく簡潔に答えるようお願いしたいと思います。

それぞれ10分間ということになりますので、10分経過したところで、後は発問しないという取り扱いでいきたいと思っております。

持ち時間、申し上げましたけど、質問も回答も含めた時間ということでご理解いただきたいと思っております。

まず、先に陳述を行いました審査申出人に対し、相手方から質問はありますでしょうか。

どうぞ。

【開出自治税務局長】 開出でございます。

先ほどのやりとりもございましたが、アマゾンギフト券なんですけれども、法律が4月に公布されて、立法府の意思として3割超であるとか地場産品以外のは返礼品として送れないことになったわけですが、さらにその後も送られたということについて、地方税法改正法の趣旨には反するという認識がございましたのか。あったとするならば、それにもかかわらず続けた理由について教えていただければと思います。

【阪上成長戦略担当理事】 阪上でございます。

キャンペーンに関しては、先ほど申し上げたように、企業の救済という形でやらせていただいていたんですけれども、4月以降も受注の状況が芳しくないということで、夏以降の受注もとりたいたいということで開始をさせていただきました。

5月31日まで、この施行が6月1日ということの認識でございましたので、それまで新たなルールというものが存在しないという認識の上でやらせていただいたということでございます。

【富越委員長】 回答よろしいですか。それでは、どうぞ。

【開出自治税務局長】 返礼品の競争なんですけど、私も主張しておりますのは、趣旨に反する競争が進みますと、無秩序な返礼品競争になっていくということで、例えば返礼品割合の引き上げ競争、ダンピング競争みたいな形になってしまうということが危惧されるわけですが、そういうことになりましたと、ふるさと納税制度が維持できなくなると考えているところですが、これに対してはどういうご見解をお持ちでしょうか。

【富越委員長】 どうぞ。

【阪上成長戦略担当理事】 阪上でございます。

返礼品の競争だとか、高額とか、そういうふうな認識を持たれてるのは、特に総務省さんがそういう強調した高額だとか行き過ぎたという表現をよく使われるんですけども、我々、3割という基準が出るまでというのは、大体横並びで5割というものをスタンダード、標準として取り組みをしていました。中には、8割とかいう団体もあったんですけども、そういった団体さんは団体さんで、そういったお考えがあつて、シティプロモーションとか、まちの名前を売りたいということでやられていたんですし、我々は、税外収入を頂戴したいということで取り組みをやっていましたので、8割という返礼についてはできないと認識していました。これは、我々のまちの事情もありますし、ほかのまちにもほ

かのまちの事情があります。もちろん財政状況、規模、地域問題、さまざまなバックヤード、バックボーンがあって、その中で取り組んでいくものなので、それぞれの自治体さんがそれぞれの判断でされていくということで認識しておりましたので、総務省さんが3割とかいうことをおっしゃるまでは、我々にとって、例えば何割でなくてはいけないという明確なものではなくて、まちの事情で、まちの判断でやっていくのが適切なんじゃないかなと考えておりましたので、そういう認識、考え方というのは今もこれまでも変わってませんけれども、我々申し上げていたのは、法律ができれば、もちろん法律は守りますよということはずっと一貫して総務省さんにもお伝えしていたとおりなので、もちろん3割というものが根拠がないと我々見解として持っていますけれども、それが法律として定めれば、当然、それに従ってやらせていただくということだと認識をしておりました。

以上でございます。

【千代松泉佐野市長】 繰り返しになるかもしれませんが、そのような結果として今回の法改正に至ったということは認識をいたしておりますけれども、それに対しては、先ほど阪上から申し上げましたように、本市としては、きちりとその法の中でやらせていただくということを表明させていただいたにもかかわらず、今回は指定から外されたということに対して、このような形で申し立てをしておりますので、よろしく願いいたします。

【富越委員長】 あと5分あります。

【開出自治税務局長】 お話の中でお聞きしておりますと、6月1日までは返礼品については法的な規制は一切なく、それまでは適法だったというご主張だと思いますが、重ねての質問で恐縮ですけれども、公共団体である地方団体でありますので、法律に違反しなければ何をやってもいいということにはならないとは考えておりますけれども、そういった意見に対するご見解についてお答えいただければと思います。

【富越委員長】 なるべく簡潔にお願いします。

【千代松泉佐野市長】 私どもとしては、今までさせていただいてきたふるさと納税のスタイルは変えずにやってただけでございますので、何をやってもということではなくて、今までやってきたことを最後までやったということでございますので、よろしく願いいたします。

【富越委員長】 どうぞ。

【開出自治税務局長】 開出です。

今回の陳述でもやりとりがございましたが、私どものほうにも多くの地方団体から審査申出人の行為についていかなものかという声が寄せられていたわけですが、そういった声、全国団体の声明等も出されておりますけれども、それに対するご見解をいま一度お聞かせいただきたいと思っております。

【富越委員長】 どうぞ。

【千代松泉佐野市長】 お言葉ではございますけれども、私どもにも全国から頑張れという自治体の声は多く寄せられておりますし、ふるさと納税に対しては、それぞれの自治体での、確かに返礼品を提供しないという団体も52団体あったとおっしゃられていますが、いろいろなスタンスがあると思っております。本市のやり方に対して批判的な自治体もあるのは確かでございますし、ただ、本市のやり方に対して頑張れよと言っている自治体も多数ございますし、応援している国民の方々も多くおられるのは事実でございますので、よろしく願いいたします。

【富越委員長】 よろしいですか。

【開出自治税務局長】 以上で結構です。

【富越委員長】 それでは次に、審査申出人から相手方に対しての質問を受けますので、どうぞ。

【千代松泉佐野市長】 先ほどのやりとりの中でございましたけれども、50億円をいただく自治体の規模に人口規模とか関係なくとも、小さくても訴求効果のある返礼品を提供すれば、50億円、関係ないんだよと言われましたけれども、具体的な例をお示しいただけたらなと思っております。

【富越委員長】 どうぞ。

【稲岡大臣官房審議官】 審議官、稲岡でございますが、ご質問のご趣旨が把握できませんでしたので、もう一度お願いしてよろしいですか。

【千代松泉佐野市長】 千代松でございます。申しわけございません。先ほどのやりとりの中で、50億円とか、そういう中で、人口規模とか関係してくるんじゃないですかというご質問があった中で、人口規模が少なくても訴求効果を生み出す自治体があれば、それなりにふるさと納税をいただいてきた自治体さんはございますよということを引き合いに出されていたと記憶はいたしております。それに対して、少し具体的な例をお示しいただけたらなという質問でございますので、よろしく願いいたします。

【富越委員長】 質問の趣旨、よろしいですか。どうぞ。

【稲岡大臣官房審議官】 29年度の例でございますが、例えば根室市さんなどは、これはおそらく返礼品の3割とか地場産品というところを踏まえつつやっておられると思いますが、40億弱を集めておられるとか、ほかにも地方団体の規模とは関係なく、地域資源を活用して、それによって訴求ということで多額といいますか、地方団体の規模に比して多い額を集めておられる例は多数あるということだと思います。個別にどこが幾らかということをご説明できなくて恐縮でございます。

【富越委員長】 どうぞ。

【千代松泉佐野市長】 申しわけございません。泉佐野市長の千代松でございますけれども、根室市さんを引き合いに出されるのは、正直、人口的には大きな自治体さんではないかとは存じますけれども、豊富な魚介類という地場資源とか地場産業の資源を持っておられる自治体さんだからこそ、そういう形で寄附額が非常に集まってくるというところで、私、冒頭に申し上げましたけれども、具体的な名前を出していませんでしたけれども、あらかじめ今回の3割規制、地場産品規制というのは、逆を申したら、根室市さんみたいな自治体さんに特に優遇を与えるようなまるっきり不公平な制度であると、不健全な制度であると。地場産品の豊富な自治体が余計、地方が地場産品を持たないような人口規模の面積の小さな自治体が初めからスタートラインからかなりの差が開いていくというのを冒頭に、私、委員さんの質問で申し上げさせていただいたので、例えば、申しわけございませんけれども、根室市さん以外で私が申し上げたように、人口規模が少なく、面積が小さくて、肉、カニ、米以外のふるさと納税以外のことを返礼品にされて、非常に大きな額をいただいている自治体さんがあるのかどうかお伺いしたいと存じます。

【富越委員長】 どうぞ。

【池田自治税務局企画課長】 税務局の企画課長をしております池田と申します。

申しわけございません。細かいデータは今手元にはございませんが、例えば私が思いつくところで、北海道に上士幌町という小さな町がございます。そこは、肉は多少あるんですけども、ジェラートを配っておられまして、そのジェラートが人気が出たのは、何かものすごいことがあったというよりも、いろいろパッケージングとかマーケティングをものすごく工夫をされて、そういった努力の結果、ジェラートがものすごい人気になりました。寄附が集まったという例がございます。ですので、小さな町、村であっても、工夫次第でいろいろな人から寄附が集まるような訴求力を持つということは可能なのではないかと考えてございます。

【阪上成長戦略担当理事】 阪上です。上土幌はお肉が有名だったので、それにつれてジェラートが売れたんです。

今回、乙の37の2で出していただいている、平成30年度において返礼割合3割以下かつ……。

【富越委員長】 乙ですか。

【阪上成長戦略担当理事】 はい。地場産品の返礼を提供して募集を行った自治体についてという資料が上位10位まで出ているんですけども、この団体は3割、地場産品を守ってやった自治体というご認識でよろしいですか。そういうご判断をされたということでもよろしいですか。

【富越委員長】 今のご質問は乙37ですか。

【阪上成長戦略担当理事】 はい。乙37の2です。後で追加というか差しかえか何かで入った。

【富越委員長】 わかりました。

【稲岡大臣官房審議官】 乙37の2号証の注に書いておりますけれども、30年4月以降における各地方団体の返礼品の提供状況について、総務省自治税務局市町村税課が実施した各調査に対して、返礼割合3割超の返礼品または地場産品以外の返礼品のいずれも提供しないと回答した地方団体、対象1,005地方団体の上位10位ということでございます。

【富越委員長】 どうぞ。

【阪上成長戦略担当理事】 阪上です。

では、これは調査に基づいて、自己申告でされたということでもよろしいでしょうか。

【稲岡大臣官房審議官】 稲岡でございます。各調査に基づいて回答がなされたものを取りまとめたということでございます。

【富越委員長】 どうぞ。

【阪上成長戦略担当理事】 阪上です。

この7位にある山形県天童市ですけども、6月末まで将棋の駒のストラップをおまけでつけていたという事実はご存じでしょうか。これ、市価で1,000円程度するものです。

【稲岡大臣官房審議官】 稲岡でございます。事実関係については承知はいたしておりません。

【阪上成長戦略担当理事】 事実関係承知しないままで証拠としてご提出されたという

ことよろしいでしょうか。

【稲岡大臣官房審議官】 先ほど申し上げましたとおり、私どもの調査に対して回答があったものを取りまとめたものを資料として乙37の2として提出をさせていただいたものでございます。

【阪上成長戦略担当理事】 阪上です。では、調査をされただけで、確認はしていないということよろしいですね。ありがとうございました。

【富越委員長】 時間ないですから。

【向井弁護士】 代理人の向井から。

先ほど委員長代理からもご質問あった点、簡単に。告示2条3号の点ですけれども、一度これに該当して、該当とか非該当というのか、この件にひっかかって指定団体になった場合でも、改めて指定されることがあるんだというお答えでございました。この指定されることになる要件あるいは期間というのは、法律や告示の2条3号以外には定めはございませんね。時間がないので端的に。

【富越委員長】 あるかないかだけでいいですよ。どうぞ。

【稲岡大臣官房審議官】 稲岡でございます。告示以外にはございません。

【富越委員長】 もう時間です。

【向井弁護士】 最後1点、よろしいですか。

【富越委員長】 いいですか。ルールだから。あと何を聞きたいのかと聞いてしまうと聞いちゃうことになるので、ここまでにしておきましょう。

それでは、予定の時間が参りましたので、これをもちまして両当事者の陳述、質疑を終了したいと思います。よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

まだ細かいご相談がありますので。これで陳述、質疑は終わりました。今日、両当事者出席のもとで行う審査は以上となります。公開で行う審査も以上ということになります。

今後の進め方についてこれから合議をするということですが、その前に、今日ご相談しておきたいという点が若干あります。

1つは、泉佐野市から提出要求があった法制局意見、これはもうお手元に行っていますか。法案の説明資料です。

【向井弁護士】 来てないです。

【富越委員長】 まだ届いてないということですか。いずれにしても、こちらは目にしていますので。

【阪上成長戦略担当理事】 委員会に出ているんですか。

【富越委員長】 委員会に出ているという理解でいいですね。出てます。だから、直送してもらってないのかな。いずれにしても、届くと思います。

【開出自治税務局長】 昨日郵送したようです。

【富越委員長】 では、まだお手元に行ってませんが、届くと思います。

それで、泉佐野市とすると、書面提出を求めてもらいっ放しというわけじゃなくて、何か言いたいだろうと思うんですよね。そういうことでしょう。

【阪上成長戦略担当理事】 はい。

【富越委員長】 そうすると、その書面に関する意見をいつまでに出すか決めておいたほうがいいと思います。それで、従前の主張の限度を7月29日、来週の月曜日にしていましたが、近過ぎると思いますので、8月2日、来週いっぱいということにしたいと思います。

それから、国側のほう、先ほど書面で、今日のご回答の中で足りない分というか、補う部分があるということをお耳にしましたが、そういう理解でいいですか。

【池田自治税務局企画課長】 はい。

【富越委員長】 その期限も、今申し上げた8月2日にしたいと思います。

それからあと、本来、7月29日までに双方で出すというお約束の主張書面ですけれども、泉佐野市側は既に今日までに出ています。これ以上出す予定はないという理解でいいですね、主張書面自体。先ほどの内閣法制局意見に対する関係ではなくて。

【亀山弁護士】 それ以外にということですね。それ以外にも、7月29日までにもう少し補充したいと思っています。

【富越委員長】 補充したい点がある。

【亀山弁護士】 と考えていました。

【富越委員長】 わかりました。それでは、双方ともに8月2日までに、もう7月29日はやめまして、8月2日までに内閣法制局関係について何かご意見があれば含めて、補充すべきものを出す。一方が先に出すと一方が後出しになる関係になりますので、そういうことを避けるんだったら、双方ともに8月2日に出していただければ後出し問題はないと思います。よろしゅうございましょうか。

では、そういうことで8月2日、内閣法制局関係意見を含めて、8月2日で双方主張締め切り。

それから、泉佐野市から甲41、42号証が出ています。これは再反論書に引用されているものなんですけれども、証拠としてはお約束の11日を過ぎています。どう扱うかですが、1つは、再反論書に引用されているので、ご主張自体は再反論書の中で明らかなので、出さなくてもいいじゃないかという考え方もあろうかと思えます。逆に、引用されているんだから、附属書類で出してもいいんじゃないかというのもあると思えますが、そこで、中間的に、約束は約束なので、証拠としては提出しないけれども、事実上、参考資料として出すという扱いには、ご意見いかがでしょうか。

【亀山弁護士】 それでも構いません。

【富越委員長】 よろしゅうございますか。それでは、甲41、42は、証拠としては扱いませんが、再反論書の補充資料というか参考資料ということで、事実上、お預かりするということにしたいと思います。

それでは、これで本日の審査を終わりにしたいと思います。双方、進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。